

平成 27 年度独立行政法人医薬品医療機器総合機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度独立行政法人医薬品医療機器総合機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 機構における平成 26 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 148 件、契約金額は 151 億円である。また、競争性のある契約は 130 件(87.8%)、62 億円(41.3%)、競争性のない契約は 18 件(12.2%)、89 億円(58.7%)となっている。

平成 25 年度と比較して、企画競争・公募の割合及び競争性のない契約の割合が、件数・金額ともに大きくなっている(企画競争・公募の件数は 107.1%、金額は 302.2%の増、競争性のない契約の件数は 20.0%、金額は 401.4%の増)。

企画競争・公募の割合が大きくなったのは、主に、①健康医療戦略(平成 25 年 6 月 14 日内閣官房長官、厚生労働大臣、関係大臣申合せ)に基づく次世代審査・相談体制の整備において、欧米規制当局等が導入した統計・解析アプリケーションを調達したこと、②新成長戦略(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)に基づく医療情報データベースの整備にあたり、各協力医療機関(10 拠点)のシステム開発業者から調達したこと等によるものであり、いずれも調達の相手方が一者に限定されることを確認するために公募(15 件、2 億円)による調達を行ったものである。

また、競争性のない随意契約の件数割合の増加は、主に契約の相手方が特定される再リース物件の増加などによるものであり、金額割合の増加は、平成 26 年度が第 3 期中期計画期間の初年度のため、機構が入居するビルの賃貸借契約等複数年契約を行った案件については、当該契約期間に係る契約金額を一括計上したことによるものである。

表 1 平成 26 年度の機構の調達全体像

(単位: 件、億円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(80.7%) 121	(75.1%) 57	(68.2%) 101	(38.0%) 57	(△16.5%) △20	(0.5%) 0
企画競争・公募	(9.3%) 14	(1.6%) 1	(19.6%) 29	(3.3%) 5	(107.1%) 15	(302.2%) 4
競争性のある契約(小計)	(90.0%) 135	(76.8%) 58	(87.8%) 130	(41.3%) 62	(△3.7%) △5	(6.9%) 4
競争性のない随意契約	(10.0%) 15	(23.3%) 18	(12.2%) 18	(58.7%) 89	(20.0%) 3	(401.4%) 71
合計	(100.0%) 150	(100.0%) 76	(100.0%) 148	(100.0%) 151	(△1.3%) △2	(98.6%) 75

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

(注 3) 競争性のない随意契約の件数のうち、電気使用料の件数のカウント方法を、12 件(各月 1 件)から 1 件(年 1 件)に改めた。

(注 4) 企画競争・公募の平成 26 年度の件数・金額は、上記(1)の理由による公募を除くと、14 件・3 億円となる。

(2) 機構における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は 65 件(50.0%)、契約金額は 29 億円(54.2%)である。機構では、調達の手相方が一者に限定されると考えられる案件は、その事実を確認するために公募を実施しており、65 件中の 24 件が公募によるものである。一方、40 件が競争入札等によるものであるが、これは、表1における競争入札等 101 件のうち、39.6%を占めている。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の件数が大きくなっている(件数は 17 件、35.4%の増)が、うち 14 件は、上記(1)に記載したとおり、相手方が一者であることを確認するために行った公募によるものである。

表2 平成 26 年度の機構の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	比較増△減
2者以上	件数	87(64.4%)	65(50.0%)	△22(△25.3%)
	金額	28(47.1%)	34(54.2%)	6(22.9%)
1者以下	件数	48(35.6%)	65(50.0%)	17(35.4%)
	金額	31(52.9%)	29(45.8%)	△2(△7.3%)
合 計	件数	135(100.0%)	130(100.0%)	△5(△3.7%)
	金額	58(100.0%)	62(100.0%)	4(6.9%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、競争入札等における一者応札関係について、重点的に状況に即した調達の改善に努めることとする。

また、調達全般において、競争性の確保を大原則としつつ、合理的な調達方法の活用を検討し、費用の節減、品質の向上を図るとともに、より適切な仕様書の作成に資する職員のスキルアップ等にも努めることとする。

(1) 競争入札等における一者応札に関する調達

競争入札等において、一者応札となった調達案件が一定程度を占めていることから、平成 27 年度においては、①～④の取組を実施することで、適正な調達を目指す。【当該取組の実施結果】

- ① 入札説明会参加者に対するアンケート及びヒアリングにより、入札に参加しなかった理由を分析し、対策を講ずる。
- ② 特に定例的な調達案件、期限到来型の調達案件、4月を期初とする調達案件等については、予め調達時期が分かる案件でもあり、公告期間の十分な確保や調達時期の前倒し等有効性のある対策を実施する。
- ③ 緊急案件を除き、定期的に調達予定をホームページに掲載する。
- ④ 契約締結から履行開始までの期間や契約期間は、十分な期間を設ける。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約等に関するチェック体制の確立

随意契約及び企画競争・公募により契約を締結することとなる案件(不動産賃借契約及びこれに付随する契約を除く。)については、事前に契約監視委員会に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

また、総合評価落札方式の一般競争入札により契約を締結することとなる案件についても、当面的間、事前に契約監視委員会に報告し、契約方式及び競争性確保の観点から点検を受けることとする。

ただし、いずれの場合も、合理的な理由による緊急調達が必要になった場合等止むを得ないと認められる場合は、機構に設置した調達等合理化検討委員会に事前に報告し、同様の観点から点検を受けるほか、契約監視委員会においても事後的に報告を行うこととする。【契約監視委員会及び調達等合理化検討委員会による点検件数】

(2) 不祥事の発生 of 未然防止・再発防止のための取組

厚生労働省所管の他法人において発生した不適切な行為を踏まえて、厚生労働省が発出した「独立行政法人における調達等の適切な手続きについて」(平成 27 年6月3日付厚生労働省発会 0603 第1号厚生労働大臣官房長通知)に基づき、機構においても注意を要する情報の取扱等に関するマニュアルを作成するとともに、調達担当職員に対する周知徹底を図ることとする。【実施結果】

(マニュアル作成の観点)

- 取扱いに注意を要する情報(守秘情報を含む)の範囲等
- 守秘情報の管理
- 情報収集の方法
- 公告等

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総合調整担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討委員会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 総合調整担当理事
副総括責任者 総括調整役

メンバー	審査センター長、安全管理監、救済管理役、組織運営マネジメント役、 審議役(次世代審査等推進・科学委員会等担当)、総務部長、 財務管理部長、企画調整部長、情報化統括推進室長、 財務管理部財務企画課長、財務管理部契約課長
オブザーバー	監事

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、3(1)に掲げる事前の点検及び①～⑤に掲げる理事長が定める基準に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

- ① 入札不調による随意契約や、緊急調達等により事前の点検を受けることができなかった随意契約、企画競争・公募及び総合評価落札方式の一般競争入札による調達の妥当性
- ② 随意契約を締結した案件について、契約金額の妥当性(価格交渉等)
- ③ 企画競争・公募により契約を締結した案件について、契約金額の妥当性(価格交渉等)
- ④ 一者応札・応募となった案件について、次回調達時の改善策の妥当性
- ⑤ 予定価格と契約金額が大きく乖離した案件について、予定価格の設定や契約金額の妥当性

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。